



災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する実施細目

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項に関して、次のとおり定める。

（定義）

第1条 協定第2条の水道施設等の応急措置とは、給水装置及び配水管の復旧並びに仮設給水栓の設置に係る業務をいう。

2 前項の仮設給水栓とは、給水栓からの給水を確保する目的で、甲が必要と判断した場合に、給水管から分岐して設置する仮設の給水栓をいう。

（協力要請の方法）

第2条 地震災害等の発生により甲が給水対策本部を設置した場合において、協定第1条により、水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）を行うときは、甲は、乙に対して、文書により、協力要請するものとする。この場合において、乙は、甲の協力要請に対して、文書により承諾するものとする。ただし、文書により難しい場合には、この限りではない。

（緊急連絡網の提出）

第3条 協定第5条の緊急連絡網は、乙の組合員である事業者（以下「事業者」という。）で構成するものとする。

2 乙は、緊急連絡網を変更したときは、甲に速やかに報告するものとする。

（緊急通行車両の扱い）

第4条 乙は、地震災害等の発生により交通規制が行われた場合において、協定第3条の規定により事業者をして甲の指示する水道施設等の応急措置を行わせるときの緊急通行車両等確認証明書及び緊急標章の取扱いについては、事業者をして、甲が別に定める取扱いに従わせるものとする。

（応急措置に必要な材料の扱い）

第5条 協定第3条の規定による配水管の応急措置の実施に必要な配水管材料は、甲が乙に支給する。

2 乙は、協定第3条の規定による給水装置の応急措置の実施に必要な給水装置用材料その他の資器材について、自ら調達するものとする。

3 甲は、前項の給水装置用材料その他の資器材に不足が生じた場合には、乙と協力してその確保に努めるものとする。

（応急措置の完了に伴う報告）

第6条 乙は、水道施設等の応急措置が完了したときには、甲に速やかに報告するものとする。

（費用の算出）

第7条 協定第4条に規定する、協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用（以下「応急措置の費用」という。）は、当該応急措置に係る甲による工事完了検査の後、甲乙協議して算出するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条による報告後、前条により算出した応急措置の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により乙から応急措置の費用の請求を受けた場合には、これを確認し、乙に支払うものとする。



(第三者に及ぼした損害の扱い)

第9条 乙は、協定第3条の規定による水道施設等の応急措置の実施に伴い、乙又は事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(従事者の補償)

第10条 甲は、協定第3条の規定による水道施設等の応急措置に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）で定めるところに準じ、その損害を補償するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(適用期間)

第12条 この実施細目の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この実施細目の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月16日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 吉田 永



東京都千代田区東神田一丁目15番2号
乙 協同組合東京都水道請負工事連絡会
代表理事 貝澤 二郎

